

西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)

平成27年5月
(令和8年 月改定)

西 脇 市

《 目 次 》

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 はじめに	1
第2章 計画の位置付け	3
第3章 計画の対象感染症	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1章 基本方針	5
第2章 対策に当たっての基本的な考え方	6
第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	8
第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	10
第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	13
第6章 市の体制	15
第7章 新型インフルエンザ等の対策項目	16
第8章 新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性を確保するための取組等	17
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	18
第1章 実施体制	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	24
第2章 情報収集・分析	26
第3章 サーベイランス	27
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	30
第3節 対応期	32
第5章 水際対策	35
第6章 まん延防止	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	37
第3節 対応期	38
第7章 ワクチン	41
第1節 準備期	41
第2節 初動期	43
第3節 対応期	44

第8章	医療	46
第9章	治療薬・治療法	47
第10章	検査	48
第11章	保健	49
第1節	対応期	49
第12章	物資	51
第1節	準備期	51
第13章	市民生活及び社会経済の安定の確保	52
第1節	準備期	52
第2節	初動期	54
第3節	対応期	55
用語集		57

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 はじめに

1 取組の背景

日本では、インフルエンザは通常12月頃から翌年の3月頃の冬季に、流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。インフルエンザウイルスは抗原性の違いにより、A、B、Cの3型に分類され、流行を引き起こすのはA型とB型である。特にA型の突然変異による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となりうる。

20世紀に歴史上判明している新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは大正7（1918）年のスペインインフルエンザ、昭和32（1957）年のアジアインフルエンザ、昭和43（1968）年の香港インフルエンザである。また、平成21

（2009）年には新型インフルエンザ（A/H1N1）（現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ（H1N1）2009」と呼ばれる。）が発生した。

そして、令和2（2020）年1月には、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の国内最初の感染者が確認された。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に大きな社会的影響が生ずる可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24（2012）年5月に制定された。さらに、平成25（2013）年6月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、これに基づき平成25（2013）年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が作成された。

また、今般、新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえ、政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、県行動計画が令和7（2025）年3月に改定された。

2 西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（改定）

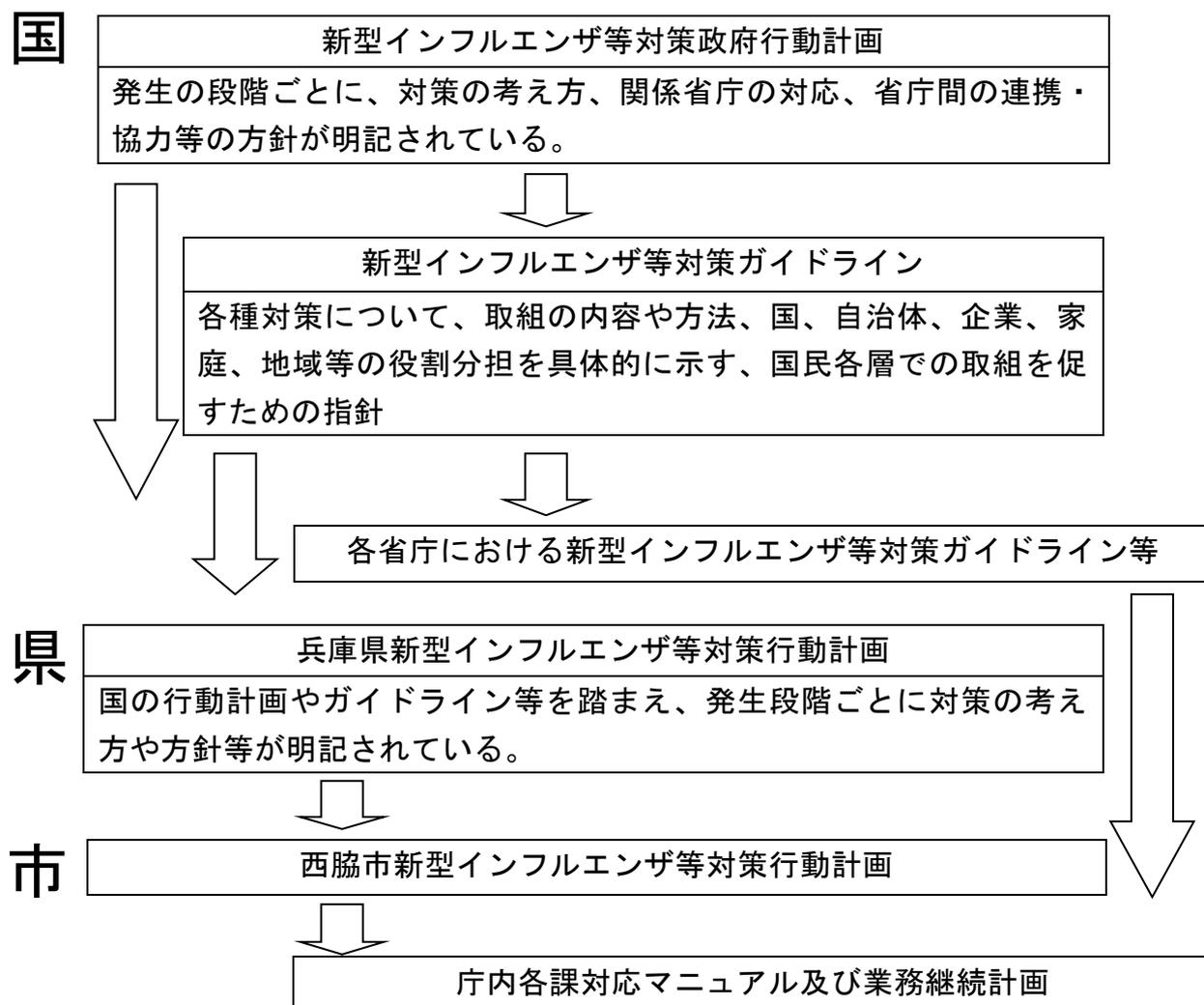
「西脇市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本計画」という。）は、県行動計画に基づき、特措法第8条に規定する市町村行動計画として平成27（2015）年5月に策定したものであり、西脇市は本計画に従って新型インフルエ

ンザ等感染症への対策に取り組んできた。今回、令和7年（2025）年3月の県行動計画の改定に合わせ、本計画を改定するものである。

第2章 計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府行動計画及び県行動計画を踏まえつつ、本市職員が関係機関と連携の上、各々の役割分担を踏まえた迅速な対応がとれるように定めるものである。

なお、政府行動計画及び県行動計画等との関係は以下のとおりである。



第3章 計画の対象感染症

本計画は、特措法、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、次の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とするものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（第14条の報告に係るものに限る。）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国性的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康はもちろん、市民生活及び社会経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - (2) 市民生活及び社会経済の安定を確保する。
 - (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2章 対策に当たっての基本的な考え方

本計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、図表1の県の対応を踏まえ、一連の流れをもった戦略を確立することとし、次に掲げる基本的な考え方に基づき、新型インフルエンザ等への対策を実施する。

- 1 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- 2 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討する。
- 3 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行う。
- 4 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、行政機関による対策だけでは限界があることから、事業者や市民一人ひとりの行動変容（感染予防や感染拡大防止のための適切な行動、備蓄等の準備）を促す。
- 5 日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策を基本とし、特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策を徹底する。

図表1 時期に応じた県の戦略（対応期は、政府の基本的対処方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、県民等に対する啓発や県、市町、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、県内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や県民生活及び県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、県が国及び市町と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

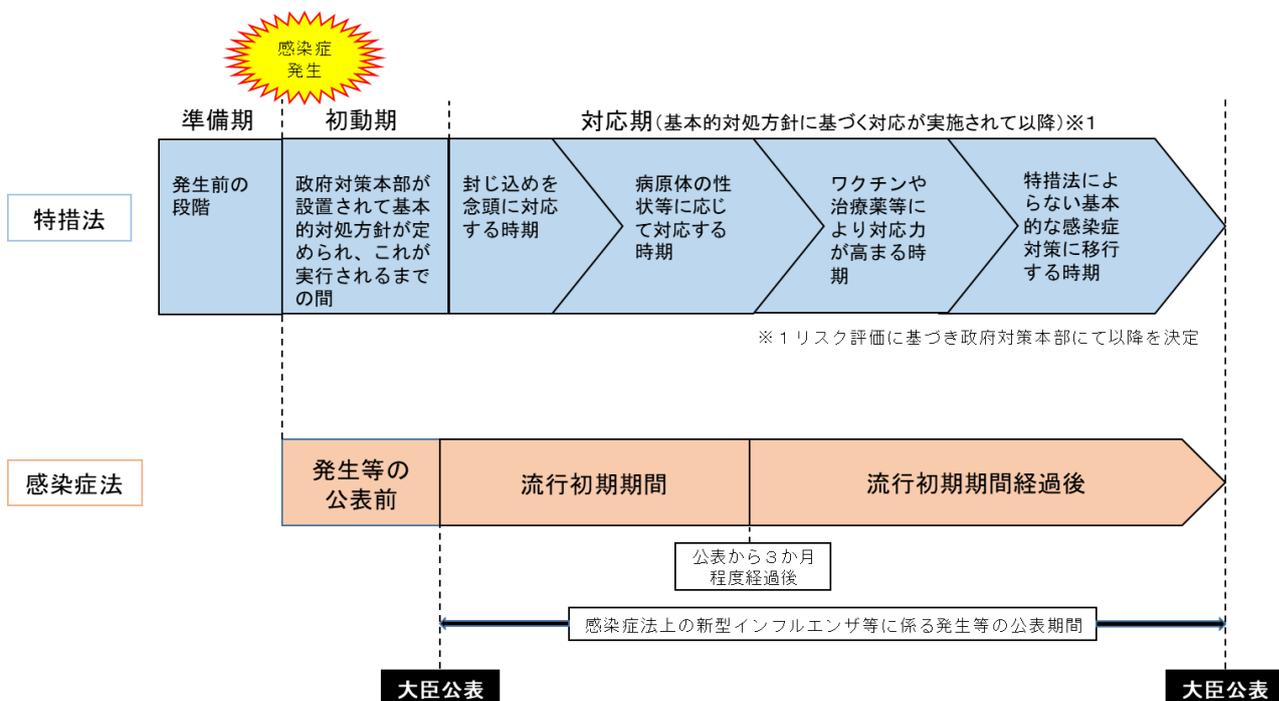
1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、次の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする（図表2・3）。

図表2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期	有事のシナリオ	
初動期	<p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p>	
対応期	<p>封じ込めを念頭に対応する時期</p>	<p>政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p>
	<p>病原体の性状等に応じて対応する時期</p>	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>
	<p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</p>	<p>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。</p>
	<p>特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</p>	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>

【政府行動計画第2部第1章第3節より】

第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、特措法その他の法令、本計画に基づき、県等の公共機関との相互の連携・協力の下、次の事項に留意して新型インフルエンザ等対策を実施する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制の構築が重要である。このため、次の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制や情報収集・共有体制を確立する。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内又は市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) DXの推進や人材育成等

新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させるため、国や県の動向を踏まえ、業務負担の軽減や関係者の連携強化等に係るDXを推進するとともに、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。次の(1)から(4)までに留意し、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(1) 特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施は法令の根拠があることを前提とし、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

(4) 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、ジェンダー、外国人、子ども

もや高齢者など、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び西脇市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所の確保等を進めることや、県及び市において自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、市は、国・県と互いに連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査

措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される兵庫県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

(2) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町、関係機関と緊密な連携を図る。

3 事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める。

4 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6章 市の体制

1 平時の体制

市は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係部局等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を整える。

2 西脇市新型インフルエンザ等対策連絡会議

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国及び県から情報提供を受けた場合等、副市長が必要と認めたときは、西脇市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「市連絡会議」という。）を設置し、庁内での情報共有を行う。

3 西脇市新型インフルエンザ等警戒本部

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、政府・県の初動対処方針が決定された場合等の状況を踏まえ、副市長が必要と認めたときは、西脇市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置し、対策の準備を行う。

4 西脇市新型インフルエンザ等対策本部

国・県において対策本部が設置されたときは、必要に応じて市対策本部を設置する。

また、兵庫県に緊急事態宣言がなされた場合又は近隣の市町及び市内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたときは、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部の基本的方針を基本に対策の方針を決定し、状況に応じて適切な対策を選択して実行する。

第7章 新型インフルエンザ等の対策項目

1 市の対策項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次の13項目を本計画の主な対策項目とする。なお、各対策項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれ関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、各対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互に連携して対策を推進することに留意する。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・分析
- (3) サーベイランス
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (5) 水際対策
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (9) 治療薬・治療法
- (10) 検査
- (11) 保健
- (12) 物資
- (13) 市民生活及び社会経済の安定の確保

第8章 新型インフルエンザ等対策行動計画の実効性を確保するための取組等

1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

本計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、不断の取組により備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

2 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

市は、政府行動計画・県行動計画の改定や国・県の動向を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、本計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、市は、必要に応じ本計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国・県等と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、各部の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

2 所要の対応

(1) 行動計画等の改定や体制整備・強化

ア 市は、特措法の規定に基づき作成した本計画について、必要に応じて見直す。また、本計画を改定する際には、あらかじめ、有識者の意見を聴く。

イ 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて見直す。

エ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を定める。

オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

カ 市は、新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、各部間の連携強化や役割分担に関する調整を行う。

(2) 国及び県等との連携の強化

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国及び県が実施する、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練に協力する。

イ 市は、県が関西広域連合と連携して実施する情報共有、研修や広域的な訓練等に参加する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて、県が主体となる県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制の構築に協力する。

エ 市は、県が事前調整する特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策（以下「特定新型インフルエンザ等対策」という。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県に協力して着実な準備を進める。

オ 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、県が総合調整権限を行使して進める準備に協力する。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市連絡会議等を開催し、情報収集・共有を図るとともに、市における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

ア 市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国及び県から情報提供を受けた場合等、副市長が必要と認めたときは、市連絡会議を設置する。

イ 市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、政府・県の初動対処方針が決定された場合等の状況を踏まえ、副市長が必要と認めたときは、市警戒本部を設置する。

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国・県において対策本部が設置されたとき（新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき）は、必要に応じて市対策本部を設置する。

イ 市は、国の基本的対処方針を基本として適切な対策を決定する。

ウ 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応の準備を進める。

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

市の体制

	西脇市新型インフルエンザ等対策連絡会議 (市連絡会議)	西脇市新型インフルエンザ等警戒本部 (市警戒本部)	西脇市新型インフルエンザ等対策本部 (市対策本部)
本部長 及び 会長等	会 長：副市長 副会長：くらし安心部 長	本部長：副市長 副本部長：くらし安心 部長	本部長：市長 副本部長：副市長 教育長
構成員	関係部局長、関係課長 等	関係部局長等	関係部局長等
設置基準	国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、国及び県から情報提供を受けた場合等、副市長が必要と認めたとき。	国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることを国が把握し、政府・県の初動対処方針が決定された場合等、副市長が必要と認めたとき。	兵庫県に緊急事態宣言がなされた場合及び近隣市町及び市内で新型インフルエンザ等が発生したときは、直ちに市対策本部を設置する。
主な業務	・新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・情報収集、共有 ・各種対応の検討 など	・新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・情報収集、共有 ・各種対応の検討 ・各種対策の実施準備 など	・新型インフルエンザ等に係る市民啓発 ・保健、医療対策 ・初期対応、まん延防止対策 ・社会機能維持対策 など

※ 必要に応じて上記組織への有識者や外部機関の職員の出席を求めることができる。

西脇市新型インフルエンザ等対策本部設置時の各部の役割

部名	主な役割
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の財政措置に関すること（都市経営部と調整）。 ・ 市長、副市長との連絡調整に関すること。 ・ 国際交流事業の取扱いに関すること。 ・ 姉妹都市など海外都市との連絡調整に関すること。 ・ 他言語による情報提供に関すること。 ・ 市民等への広報に関すること。 ・ 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。
都市経営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の財政措置に関すること（市長公室と調整）。 ・ 庁舎の衛生管理に関すること。 ・ 電話相談窓口用の回線設置に関すること。 ・ 会議室の確保に関すること。 ・ 公共交通事業者との連絡調整に関すること。 ・ 所管施設及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 外国人の支援及び連絡調整に関すること。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画の運用に関すること。 ・ 人員配置の調整に関すること。 ・ 職員・職場の衛生管理及び健康管理に関すること。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・ 子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・ 社会福祉施設及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 社会福祉協議会等との連携に関すること。 ・ 要援護者の状況把握及び支援に関すること。

<p>くらし安心部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部会議の運営に関すること。 ・市連絡会議及び市警戒本部会議の運営に関すること。 ・新型インフルエンザ等の情報収集、分析及び情報提供に関すること。 ・国、県及び他市町及び関係機関との連絡調整、情報集約及び情報共有に関すること。 ・西脇市多可郡医師会、西脇市多可郡歯科医師会、西脇市多可郡薬剤師会との連携・連絡調整に関すること。 ・医療体制の確保・供給に関すること。 ・特定接種・住民接種等、予防接種に関すること。 ・医薬品に関すること。 ・感染拡大防止対策の啓発に関すること。 ・健康調査・疫学調査への支援・協力に関すること。 ・新型インフルエンザ等の相談に関すること。 ・相談窓口の設置及び運営への支援・協力に関すること。 ・国民健康保険、医療費助成などの相談に関すること。 ・後期高齢者医療制度などの相談に関すること。 ・その他医療及び福祉全般に関すること。 ・埋火葬体制の確保に関すること。 ・廃棄物収集及び処理機能の確保に関すること。 ・廃棄物の収集・処理従事者に対する感染防止に関すること。 ・ごみ排出量の抑制指導に関すること。 ・マスク・消毒液の備蓄・配送に関すること。 ・その他庁内調整に関すること。
<p>産業活力再生部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、商工会議所、商業連合会等との連絡調整に関すること。 ・事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること。 ・事業者等の事業継続と事業自粛の要請への協力に関すること。 ・事業者等の経営相談及び融資等に関すること。 ・事業者等への従業員に対する配慮要請に関すること。
<p>建設水道部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の機能維持・確保に関すること。 ・河川及び水路等の機能維持・確保に関すること。 ・市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・水道施設の機能維持・確保に関すること。 ・水質監視体制の強化に関すること。 ・国、県、近隣市町等の水道関係機関との連携・連絡調整に関すること。

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水に関すること。 ・ 下水道の維持管理に関すること。 ・ 市立学校及び市内こども園等における感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・ 教育関係施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・ 市立学校及び市内こども園等の保健衛生体制に関すること。 ・ 児童、生徒、教職員等に対する感染予防対策の励行に関すること。 ・ 保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること。 ・ 給食の衛生管理に関すること。 ・ 学校サーベイランスに関すること。 ・ 播磨東教育事務所との連絡調整に関すること。 ・ 所管施設及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ その他教育全般に関すること。
西脇病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者の医療に関すること。 ・ 院内における感染予防及び感染拡大防止に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員との連絡調整に関すること。
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への啓発及び感染予防対策に関すること。 ・ 来庁者・利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること。 ・ 外郭団体、関係団体に対する感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・ 他部局への応援に関すること。 ・ 所管業務の継続及び縮小・停止に関すること。 ・ 所管するイベント等の開催判断及びその周知に関すること。 ・ 所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること。 ・ 所管する施設の休館・閉鎖に関すること。 ・ 国、県、他市町及び関係機関等からの新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び市対策本部への報告に関すること。 ・ 所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 ・ 市民、事業者、NPO等との連携及び協力要請に関すること。 ・ その他新型インフルエンザ等に関すること。
(参考)	
北はりま消防組合（西脇消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急体制の確保に関すること。 ・ 救急搬送に関すること。 ・ 救急活動の衛生管理に関すること。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済の状況や各対策の実施状況に応じて、柔軟に対策の実施体制を整備し見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

(1) 対策の実施体制

ア 兵庫県に緊急事態宣言がなされた場合又は近隣市町及び市内で新型インフルエンザ等が発生したときは、直ちに市対策本部を設置する。市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

イ 市は、県からの情報提供やリスク評価を踏まえ、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。対策については、国や県の対処方針を踏まえ、市対策本部にて方針を協議し、決定する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

(2) 県による総合調整

ア 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、特措法に基づく県、関係市町及び関係指定地方公共機関が実施する県域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に協力する。

イ 市は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整に協力する。

(3) 職員の派遣・応援要請

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、本市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

イ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(4) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(5) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・分析

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となるため、市は、県の対応に協力する。

【県の情報収集・分析の対象】

県内外の感染症の発生状況や対応状況、サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、県民生活及び県民経済に関する情報、社会的影響を含む感染症流行のリスクに関する情報など

【県の主な対応】

1 準備期

定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。

2 初動期

新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を行う。

3 対応期

- (1) 感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行う。
- (2) まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等についての情報収集・分析を強化する。

第3章 サーベイランス

有事において、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。発生初期の段階から各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する必要があることから、市は、県の対応に協力する。

【県の主な対応】

1 準備期

平時からサーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備する。

2 初動期

サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

3 対応期

- (1) 各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切なサーベイランスの実施方法及び体制の検討や見直しを行う。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県、市、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、県と連携して平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア 感染対策等に関する啓発

市は、平時から国及び県から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

あわせて、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

なお、これらの取組を行うに当たっては、市は、県との連携を図る。

イ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について県と連携して啓発する。

ウ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行

う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

なお、これらの取組を行うに当たっては、市は、県との連携を図る。

(2) 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民へ情報提供・共有方法やリスクコミュニケーションの在り方等についてあらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

また、あわせて高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が必要な情報を入手できるよう適切な配慮についても検討する。

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

(ア) 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受け手である市民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等を整理する。

(イ) 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

なお、これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページや県のコールセンター等の市民への周知を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

イ 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏

まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

なお、これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

(1) 情報提供・共有

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

なお、これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページや県のコールセンター等の市民への周知を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

イ 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

(3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染者や医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有す

る。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

なお、これらの取組を行うに当たり、市は、県との連携を図る。

(4) リスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、次のとおり対応する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市民に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

(ア) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

(イ) 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見

直し等) について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第5章 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、病原体の侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、市内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、市内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、市は、国や県が行う水際対策に協力する。

【県の主な対応】

1 準備期

- (1) 水際対策の実施に関する体制の整備
- (2) 県及び保健所設置市は、国が検疫法の規定に基づき協定を締結するに当たり連携するとともに、有事に備えた訓練の実施等を通じて、平時から国や医療機関との連携を強化する。

2 初動期

県及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合は、検疫所と連携して、早期の患者発見等に努めるとともに、検疫措置の強化に協力する。

3 対応期

県及び保健所設置市は、初動期の対応を継続しつつ、国が病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替えたときは、合わせて健康監視等の対応を切り替える。

第6章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

ア 市は、本計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

イ 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

ウ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

(1) 県のまん延防止対策への協力

市は、県内における患者の発生に備え、県が国と連携し実施する感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認に協力する。

(2) まん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の健康や命を守る。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

2 所要の対応

(1) 県のまん延防止対策への協力

市は、県が実施する次のア～オのまん延防止対策に協力する。

また、まん延防止対策への協力に際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮するとともに、市民や事業者の理解促進を図るため、適切な情報発信を行う。

ア 患者や濃厚接触者への対応

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策など有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

イ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

(ア) 外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、県は、まん延防止等重点区域として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の要請を行う。

(イ) 基本的な感染対策に係る要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

ウ 事業者や学校等に対する要請

(ア) 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」と

いう。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。

(イ) まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講じることを要請する。

(ウ) ウ(ア)及びウ(イ)の要請に係る措置を講ずる命令等

県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に従わない場合は、県は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。

(エ) 施設名の公表

県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。

(オ) その他の事業者に対する要請

a 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等を協力要請する。

b 県は、国からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

c 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

d 県は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

(カ) 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

エ 公共交通機関に対する要請

県は、国の要請に基づき、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。また、外出自粛要請等の対策の実施において、地域公共交通の確保・維持の観点から、公共交通機関等の経営状況等を注視し、必要に応じて支援を行う。

オ 近隣府県等との連携・調整

県は、外出自粛要請等の社会活動制限を行う場合、必要に応じて、関西広域連合の広域連合委員会を活用して、近隣府県等との連携・調整を行う。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

2 所要の対応

(1) ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

また、県と市との連携の方法及び役割分担について、体制の構築を行う。

(2) 登録事業者の登録に係る周知及び登録

市は、国が進める特定接種の対象事業者のデータベース登録に協力し、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、国が進める事業者の登録申請受付及び登録作業に協力する。

(3) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

イ 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等に対しては、市を実施主体として、原則として集団的な接種により特定接種を実施する。市は、特定接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

ウ 住民接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施について、平時から次の(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係

者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。

第2節 初動期

1 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

2 所要の対応

(1) 接種体制

ア 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制を構築する。

イ 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医師会等の医療関係団体等に対して必要な協力を要請する。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師、診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。

第3節 対応期

1 目的

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国及び県に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

また、市では接種体制について、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

(1) 接種体制

ア 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行うとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

イ 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

(2) 特定接種

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(3) 住民接種

ア 予防接種の準備

市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

イ 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

ウ 接種の実施及び情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

エ 接種体制の拡充

市は、感染状況等を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険担当部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

オ 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(4) ワクチンの安全性に係る情報の提供

市は、国において収集・管理されるワクチンの安全性に関する情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、市民への適切な情報提供・共有を行う。

(5) 情報提供・共有

ア 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

イ 市は、実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告及び健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民への周知・共有を行う。

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う県に協力する。

【県の主な対応】

1 準備期

- (1) 地域の医療資源（医療人材、病床等）には限界があることを踏まえて、平時において、県予防計画及び県医療計画等に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。
- (2) 兵庫県感染症対策連携協議会等を通じて有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

2 初動期

- (1) 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。
- (2) 県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所及び医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については状況に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる等適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

3 対応期

県は、国及び国立健康危機管理研究機構（J I H S）から提供された情報を基に、病原性や感染性等及び地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要であることから、市は、県の対応に協力する。

【県の主な対応】

1 準備期

平時から国が主導する治療薬・治療法の研究開発の推進及び体制の構築に協力するとともに、治療薬の配送等に係る体制については訓練等でその実効性を定期的に確認し、必要な見直しを不断に行う。

2 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、準備期に構築した体制を活用して、治療薬・治療法の活用に向けた取組を進める。

3 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、国と連携して迅速に有効な治療薬を確保するとともに、治療薬が必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時には、検査の実施によって患者を早期に発見し、まん延防止と治療につなげるとともに、感染状況を的確に把握し、適切な対策につなげる必要がある。

また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、その実施に関わる関係者間の連携体制を構築しておくことが重要であるほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要があることから、市は、県の対応に協力する。

【県の主な対応】

1 準備期

- (1) 新型インフルエンザ等発生時に向けた検査体制の整備や必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的を確認し、県及び保健所設置市の予防計画に基づく検査体制の見直しを行う。
- (2) 国立健康危機管理研究機構（J I H S）や地方衛生研究所等のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

2 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

3 対応期

- (1) 全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、国内外における新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。
- (2) 初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

第11章 保健

第1節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関、関係団体等との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

準備期・初動期においても、必要に応じて市は県の対策に協力する。

2 所要の対応

(1) 健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察に協力する。

イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

【県の主な対応】

1 準備期

サーベイランス等により、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を把握する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事において保健所及び地方衛生研究所等がその機能を果たすことができるようにする。

2 初動期

初動期は県民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に有事体制を整備することが重要である。県及び保健所設置市が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、県民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することによ

り、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

3 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、県及び保健所設置市が定める予防計画並びに保健所及び地方衛生研究所等が定める健康危機対処計画、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関、専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び地方衛生研究所等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関等が連携して感染症危機に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

第12章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにすることから、市も必要な準備を適切に行う。

初動期・対応期においても、必要に応じて市は県の対策に協力する。

2 所要の対応

- (1) 市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (2) 市は、国及び県からの要請を受けて、北はりま消防組合に、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう要請する。

【県の主な対応】

1 準備期

県は、行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

2 初動期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県は、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。

3 対応期

県は、感染症対策物資の備蓄状況等を確認するとともに、国と連携し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の協定締結医療機関への備蓄・配置状況を随時確認する。

第13章 市民生活及び社会経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 新型インフルエンザ等の発生時の教育活動の継続のための環境整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を活用するための環境整備を行うほか、教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

(4) 物資及び資材の備蓄等

ア 市は、本計画に基づき、第12章第1節で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(5) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

(6) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を

整備する。

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【県の主な対応】

1 事業継続に向けた準備等の要請

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状がみられる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

2 生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け

県は、県民に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の県民生活との関連性が高い物資又は県民経済上重要な物資）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2 所要の対応

(1) 市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、市民生活及び社会経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、県と連携して関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(イ) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

(エ) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携して生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その

他適切な措置を講ずる。

オ 埋葬・火葬の特例等

市は、国からの要請を受け、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

(イ) 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

県及び市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内の事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。支援施策の実施に当たっては、民間事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するとともに、事業者や市民に広く周知を行う。

イ 市による市民生活及び社会経済の安定に関する措置

次の事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(ア) 水道事業者

水道用水及び工業用水である市水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

(3) 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

ア 雇用への影響に関する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、必要な支援を行う。

イ 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

用語集

略称・用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-M I S)	G - M I S (Gathering Medical Information Systemの略) は、全国の医療機関から、医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム
医療計画	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画 ※県が作成する当該計画は、「県医療計画」とする。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する、県と県域内にある医療機関との間で締結する協定
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	本計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」をさす。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、政府が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの

略称・用語	内容
協定締結医療機関	<p>感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関</p> <p>「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。</p>
業務計画	<p>特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画</p>
業務継続計画（BCP）	<p>不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画</p>
緊急事態宣言	<p>新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、特措法第32条第1項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。</p>
緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。</p> <p>国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置</p>
健康観察	<p>感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>
県民等	<p>県に居住する住民及び県に通勤・通学や観光等で来訪する他都道府県民等</p>

略称・用語	内容
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画で、策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画
国立健康危機管理研究機構 (J I H S)	国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、令和7年4月に設立。感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
サーベイランス	新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
市民等	市内に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する他市町民等

略称・用語	内容
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

略称・用語	内容
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、都道府県及び市町村が設置する体制。対処方針や対策を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や都道府県、市町村が設置するもの <ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部（特措法第15条第1項） 都道府県対策本部（特措法第22条第1項） 市町村対策本部（特措法第34条第1項） <p>※上記のほか、条例や要綱等により、都道府県や市町村が独自に設置する場合がある。</p>
地方衛生研究所	<p>地域保健法（昭和22年法律第 101号）第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。</p>
登録事業者	<p>特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの</p>
特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る者は次のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ①登録事業者のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
偽・誤情報	<p>いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等</p>
濃厚接触者	<p>感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</p>
フレイル	<p>身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。</p>
平時	<p>患者発生後の対応時以外の状態（準備期）</p>

略称・用語	内容
まん延防止等重点措置	<p>特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>※例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画</p> <p>※県が作成する計画は「県予防計画」という。</p>
予防投与	<p>新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念</p>
リスク評価	<p>情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスのこと。</p>
臨床像	<p>潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称</p>